

現在のフェーズ	フェーズ(拡大期)	フェーズ(消退期)	判断基準(目安)	授業(チャペル講話)	学生の入構	教員	職員	学外者の訪問	課外活動等の実施	施設の貸出
	A 発生期 I (海外の感染者発生時点)	-	自粛要請は出ていないが、感染への注意が必要な状態	通常 (注意喚起)	通常 (注意喚起)	通常 (注意喚起)	通常 (注意喚起)	通常 (注意喚起)	通常 (注意喚起)	通常 (注意喚起)
	B 発生期 II (国内の感染者発生時点)	I 流行終息期	(発生期 II) 国内で感染者が発生し、感染防止対策の要請が必要な状態 ..... (流行終息期) セルフケア中心の感染防止対策のみで対応できる状態	通常 (感染防止対策の要請)	通常 (感染防止対策の要請)	通常 (感染防止対策の要請)	通常 (感染防止対策の要請)	通常 (感染防止対策の要請)	通常 (感染防止対策の要請)	通常 (感染防止対策の要請)
	C 流行早期・流行再発期	H 流行消退期	(流行早期・流行再発期) 緊急事態宣言は発令されていないが、国内各所で感染者が増加(再増加)し、行動の自粛が求められる状態 ..... (流行消退期) 緊急事態宣言が解除後、国内各所で感染者が減少し、感染防止対策を行うことを条件に活動の自粛が段階的に緩和されていく状態	原則、遠隔授業	大学が認める活動等を除き入構自粛の要請	原則、入構自粛の要請	(流行早期・流行再発期) 時差出勤等の就業配慮を取りつつ、可能な業務から在宅勤務にシフト  (流行消退期) 時差出勤等の就業配慮制度は残しつつ、通常勤務へとシフト	原則、入構自粛の要請  ただし、感染対策を施す者のみ許可できる。 (流行消退期のみ)	原則、活動停止の要請  ただし、感染対策基準を満たす活動のみ許可できる (流行消退期のみ)	(流行早期・流行再発期) 新規貸出の禁止 予約を受け付けている団体等には予約取消の要請  (流行消退期) 原則、貸出の自粛を要請。 ただし、感染対策基準を満たす活動のみ許可できる
	D 流行拡大期	G 経過観察期	(流行拡大期) 緊急事態宣言が発令されている状態 ..... (経過観察期) 緊急事態宣言が解除されたものの、引き続き、活動自粛を継続しながら、感染状況を注視する必要がある状態	すべて遠隔授業	原則、入構自粛の要請	原則、入構自粛の強い要請	交代制による勤務	入構禁止	活動禁止	貸出禁止
	E 蔓延期		(蔓延期) 緊急事態宣言および県からの施設使用制限等が発令されている状態	すべて遠隔授業	入構禁止	原則、施設利用停止 在宅勤務	原則、事務室閉鎖 在宅勤務	入構禁止	活動禁止	貸出禁止
	F 蔓延重大期 (爆発的な感染拡大・オーバーシュート)		(蔓延重大期) 緊急事態宣言と施設使用停止要請以上の重大な事態	延期・中止	入構禁止	施設利用停止	事務室閉鎖 (BCP対応)	入構禁止	活動禁止	貸出禁止